

社会福祉法人精華子ども会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華子ども会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員がその職責を果たし、適正かつ円滑な法人及び施設運営が行われるようにするため、定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは定款第5条によるものをいう。
- (2) 評議員選任・解任委員とは定款第6条によるものをいう。
- (3) 役員とは定款第15条による理事及び監事をいう。
- (4) 役員等とは、評議員、評議員選任・解任委員及び役員のことをいう。
- (5) 報酬とは、報酬その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び手数料などの経費をいう。
- (7) 会議とは、評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会のことをいう。
- (8) 法人業務とは、役員としての法人運営に係る職務執行のことをいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、会議への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲で別表第1に基づき支給する。なお、評議員が同日開催の複数の会議に参加した場合であっても、報酬は日額のままとする。

2 評議員選任・解任委員の報酬は日額とし、会議への出席の都度、別表第1に基づき支給する。

3 役員に対する報酬は日額とし、別表第2に基づき支給する。ただし、会議出席及び法人業務従事の合計時間が週平均30時間を超えた場合には、役員に対する報酬は日額ではなく月額30万円とする。

(2) 役員が同日開催の複数の会議に出席した場合であっても、会議出席に伴う報酬は日額のままとする。

(3) 役員が、出席した会議開催した同日、法人業務を行った場合の報酬は別表第3に基づき支給する。

(費用の弁償)

第4条 法人は、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償額は実費とする。

(報酬及び費用弁償の支払方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支払は、前月分を25日（当日が休日及び金融機関休業日であ

るときは前日)に、役員等の指定する口座に振り込む方法により支払う。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第7条 この規程を改正するときは、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人精華子ども会役員旅費規程は廃止する。

付 則

この規程は、平成29年5月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年11月13日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 評議員、評議員選任・解任委員の報酬（源泉徴収後の金額。以下同じ。）

役職	報酬日額
評議員	5,000円
評議員選任・解任委員	5,000円

別表第2 役員の報酬

名 称		報酬日額	年 度 総 額
会議出席報酬		5,000円	1,000,000円
法人業務（会議出席を除く）報酬	1日当たりの業務時間が4時間未満のとき	5,000円	
	1日当たりの業務時間が4時間以上のとき	10,000円	

別表第3 役員が同日に会議出席とそれ以外の法人業務を行った場合の報酬

1日当たりの会議出席時間とその他法人業務従事時間の合計が4時間未満のとき	5,000円
1日当たりの会議出席時間とその他法人業務従事時間の合計が4時間以上のとき	10,000円